

# 八幡浜市自殺対策計画（案）

令和2年〇月

八幡浜市



## はじめに

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、誰しもの願いです。

しかし、我が国の自殺者は、近年、減少傾向にあるものの、依然、毎年2万人を超えており、深刻な状況が続いています。

そのような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市においては、「八幡浜市健康づくり計画」に基づき、「こころ豊かに暮らしたい!」を目標に、各ライフステージに応じた心の健康づくりに取り組むとともに、平成22年度以降は、「地域自殺対策緊急強化基金」等を活用し、特に、高齢者の心の健康づくりや酒害者支援に取り組んできました。しかしながら、年間平均9人の方が自殺で命を絶っており、本市における自殺死亡率は、全国や愛媛県と比べ高いのが現状です。この現状を重く受け止め、更なる自殺対策の展開に向け、新たに「八幡浜市自殺対策計画」を策定しました。

自殺対策は、市民の皆様を始め、家庭・職場・学校や地域、関係機関が一体となって推進する必要があります。本市の強みでもある、思いやりやおもてなしの心でつながる地域の絆を活かし、「生きることの包括的支援」として各施策に取り組んで参りますので、皆様方におかれましては、本計画の趣旨にご理解いただき、自殺対策の推進に、一層のお力添えをお願い申し上げます。

令和2年〇月

八幡浜市長 大 城 一 郎

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	2
第2章 八幡浜市の自殺の現状とこれまでの取組	3
1 全国の自殺者数の推移	3
2 八幡浜市の自殺者数と自殺死亡率の推移	3
3 八幡浜市の性・年代別の自殺死亡率	4
4 自殺者の年代別割合と自殺死亡率の近隣市との比較	5
5 八幡浜市の自殺者の職業及び同居人の有無の割合	6
6 八幡浜市の自殺者の原因動機別人数	7
7 八幡浜市のこれまでの自殺対策の取組	8
第3章 自殺対策の基本方針	9
1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する	9
2 関連施策と有機的な連携を強化して総合的に取組む	9
3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	9
4 実践と啓発を両輪として推進する	10
5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む	10
第4章 自殺対策を推進するための取組	11
1 施策の体系	11
2 自殺対策における基本施策	13
1 地域におけるネットワークの強化	13
2 自殺対策を支える人材育成	13
3 市民への啓発と周知	14
4 生きることの促進要因への支援	14
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	16
3 自殺対策における重点施策	16
1 高齢者対策	16
2 生活困窮者対策	17
4 重点施策と基本施策の評価指標	17
5 自殺対策関連事業	18
第5章 計画の推進体制	23
1 計画の推進体制	23
2 計画の周知	23
3 計画の評価	23
参考資料	24

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感など様々な悩みが原因となり、自殺以外の選択肢が考えられない危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」です。

我が国の自殺者は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。そのような中、平成18年6月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

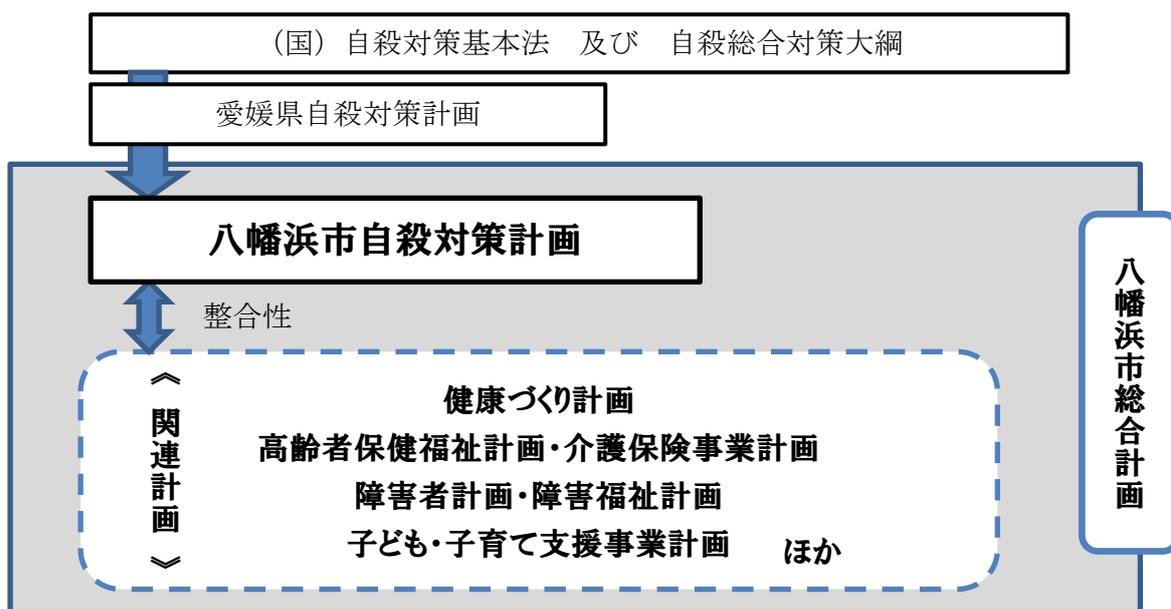
市町村の役割は、住民に最も身近な基礎自治体として、住民の暮らしに密着した広報・啓発、相談支援等を始めとして、地域の特性に応じた自殺対策を推進していく中心的な役割を担うことが求められており、自殺対策基本法には、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施することと明記されています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実現していくため、本計画は「八幡浜市総合計画」を基とし、「八幡浜市健康づくり計画」など関連する他の計画と整合性を図ります。

図 1 計画の位置づけ



## 3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね 5 年に一度を目安として改訂されているので、本市の計画も、概ね 5 年に 1 度を目安とし、計画の見直しを行うこととします。

【計画期間】 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

## 4 計画の数値目標

国は、令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 10 年間で 30%以上減少させることを目標としています。

本市の平成 25～29 年の 5 年間の自殺死亡率（人口 10 万人対）は 24.6 と、愛媛県の 20.9 を上回っていることから、平成 30～令和 4 年の 5 年間の自殺死亡率を 20.9 以下に減少させることを目標とします。

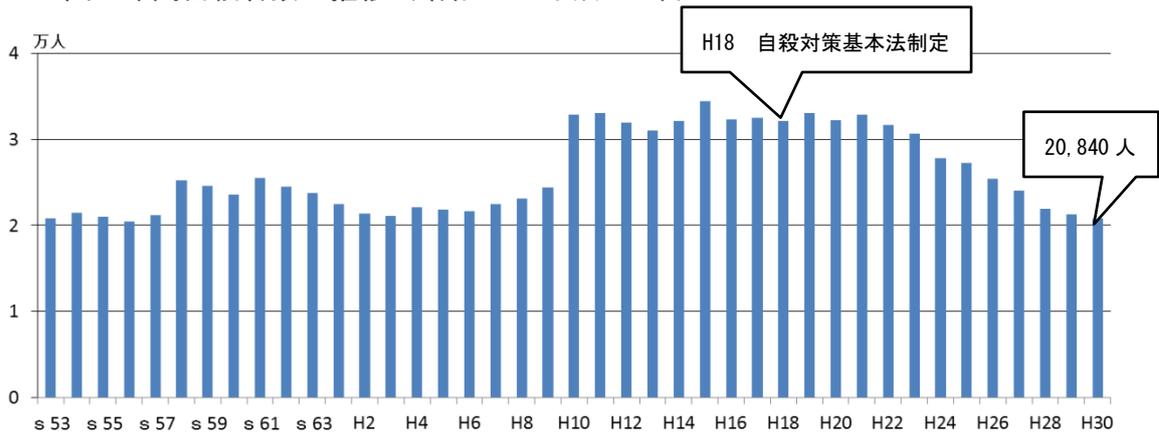
八幡浜市	現状値 (平成 25～29 年)	目標値 (平成 30～令和 4 年)
自殺死亡率[人口 10 万人対] ※地域自殺実態プロフィール【2018】より	24.6	20.9 以下

## 第2章 八幡浜市の自殺の現状とこれまでの取組

### 1 全国の自殺者数の推移

全国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人超えが続いていましたが、平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策に取り組んだことにより、平成22年以降は減少傾向にあります。

図2 全国の年間自殺者数の推移（昭和53～平成30年）



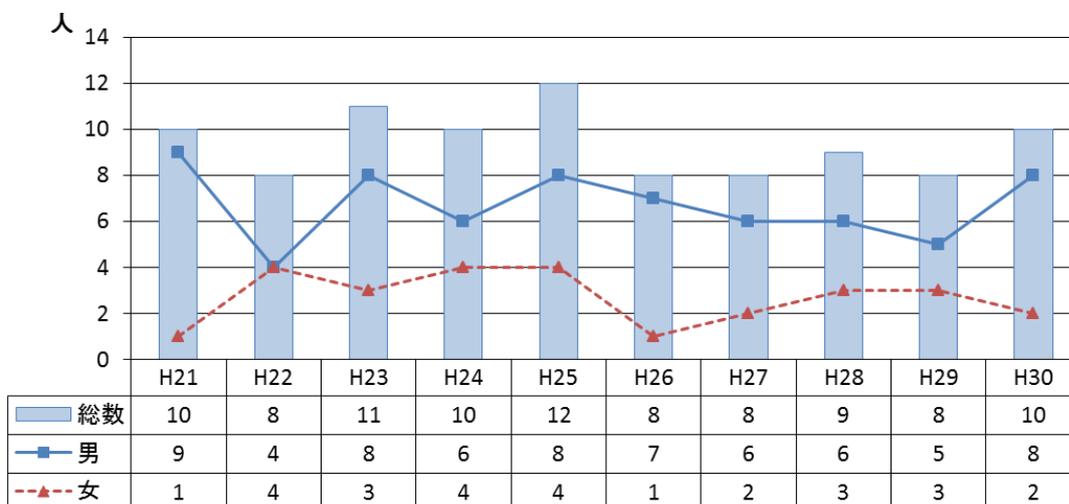
資料：平成30年中における自殺の状況より

### 2 八幡浜市の自殺者数と自殺死亡率の推移

平成21～30年の10年間に自殺で亡くなった人は94人で、年間平均約9人の方が自殺で亡くなっています。男女比をみると、約70%が男性です。

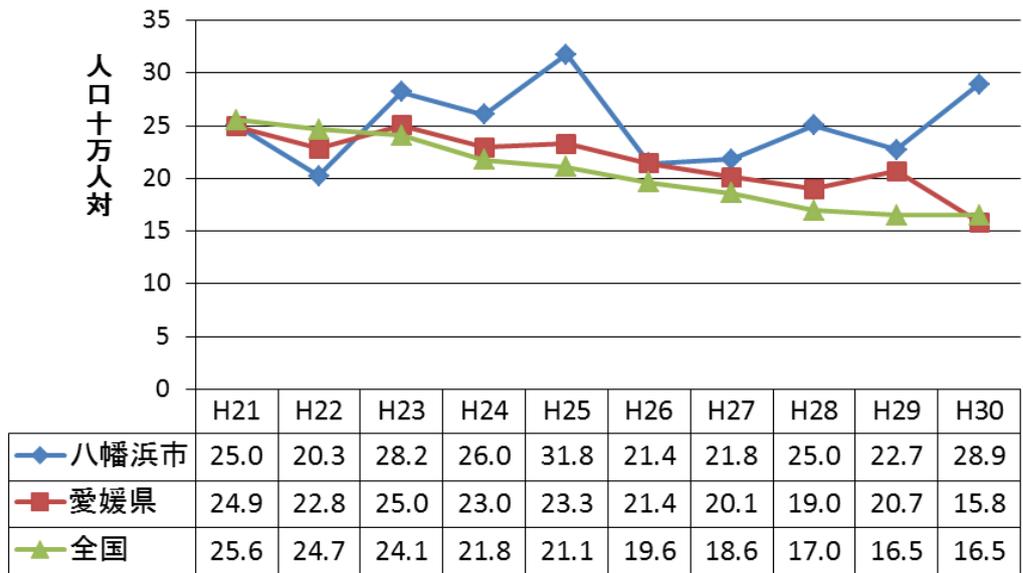
自殺死亡率は全国、愛媛県より高い水準で推移しており、平成30年は28.9でした。

図3 年間自殺者数の推移（平成21～30年）



資料：地域における自殺の基礎資料（市町村・自殺日・居住地）より

図4 自殺死亡率の推移[人口10万人対]（平成21～30年）

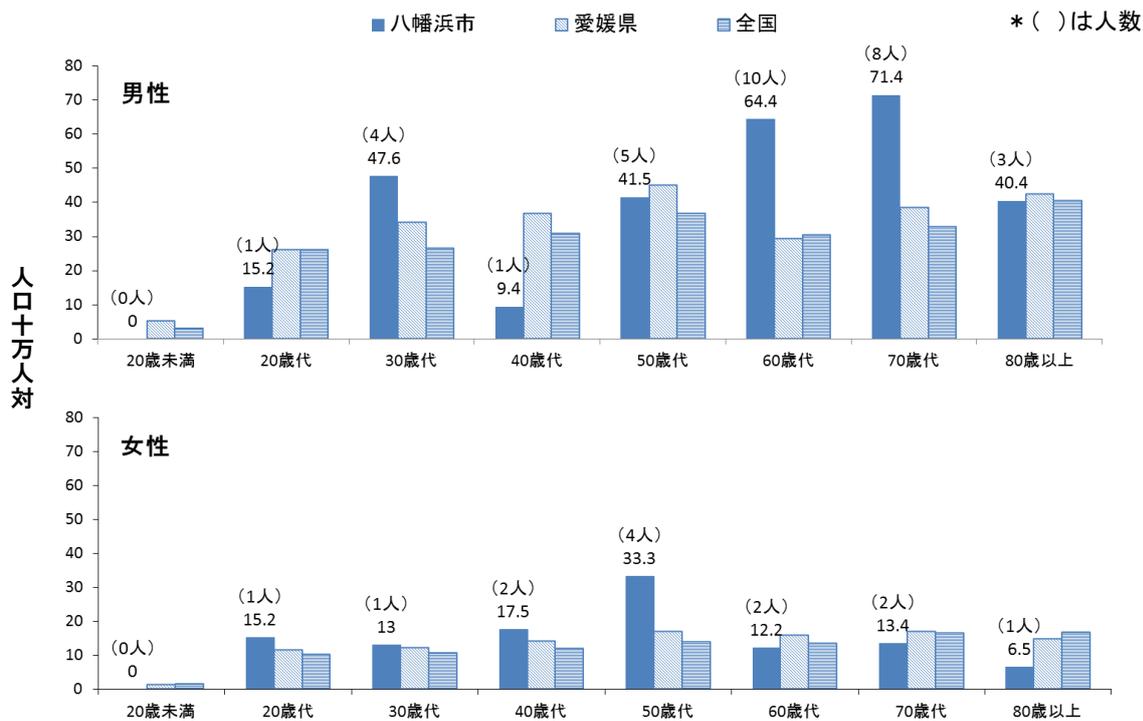


資料：地域における自殺の基礎資料（市町村・自殺日・居住地）より

### 3 八幡浜市の性・年代別の自殺死亡率

男性は30歳代、60歳代、70歳代が、女性は20～50歳代の自殺死亡率が全国や愛媛県より高いです。特に、男性では60歳代、70歳代が、女性では50歳代が、愛媛県や全国の約2倍の高さです。

図5 性・年代別の自殺死亡率[人口10万人対]（平成25～29年平均）



資料：地域自殺実態プロフィール【2018】より

## 4 自殺者の年代別割合と自殺死亡率の近隣市との比較

八幡浜市の年代別割合では、60歳代と70歳代は愛媛県や全国平均より高く、50歳代、60歳代は近隣市と比較しても高いです。

図6 自殺者の年代別割合（平成25～29年合計）

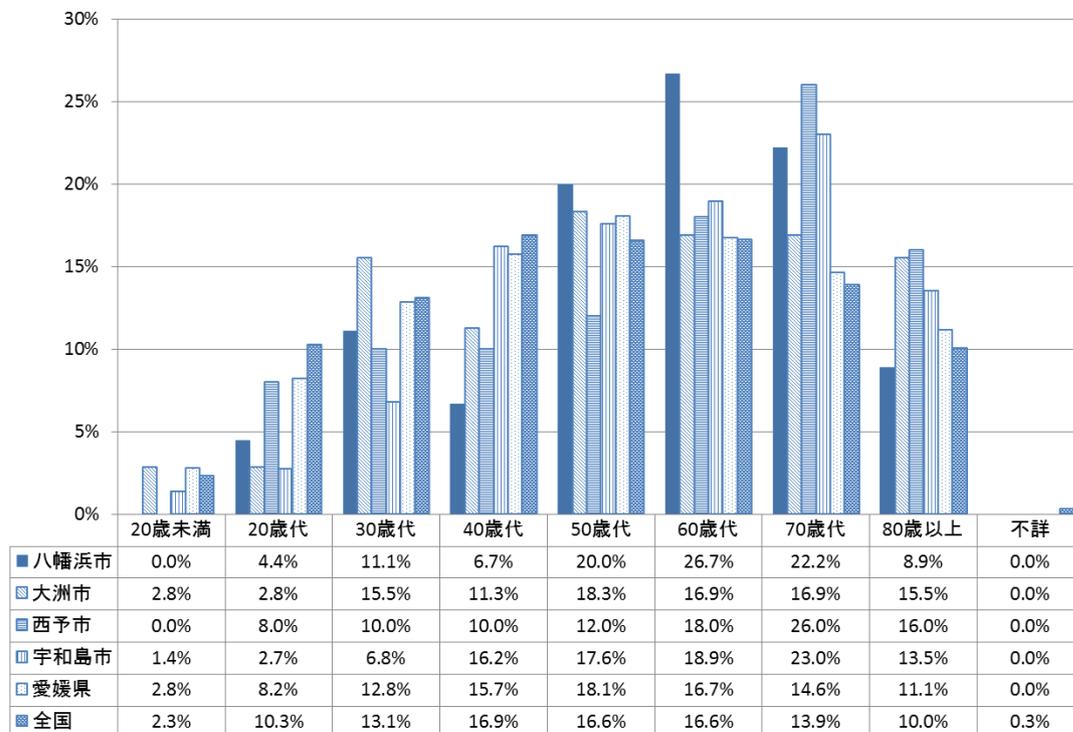
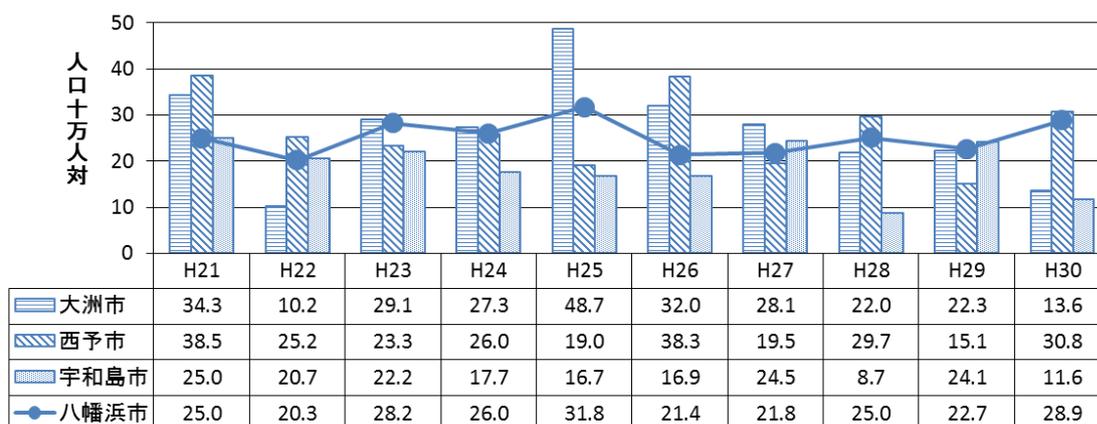


表1 自殺者の年代別人数（平成25～29年合計）

（人）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	5年間計
八幡浜市	0	2	5	3	9	12	10	4	45
大洲市	2	2	11	8	13	12	12	11	71
西予市	0	4	5	5	6	9	13	8	50
宇和島市	1	2	5	12	13	14	17	10	74

図7 自殺者死亡率の年次推移[人口10万人対]（平成21～30年）



資料：地域における自殺の基礎資料（市町村・自殺日・居住地）より作成

## 5 八幡浜市の自殺者の職業及び同居人の有無の割合

有職者が27%、無職者が73%で、八幡浜市は高齢者の割合が高いことが影響していると考えられます。

また、同居人の有無では、同居人ありが約70%を占めています。

図8 自殺者の職業の有無の割合（平成25～29年合計）

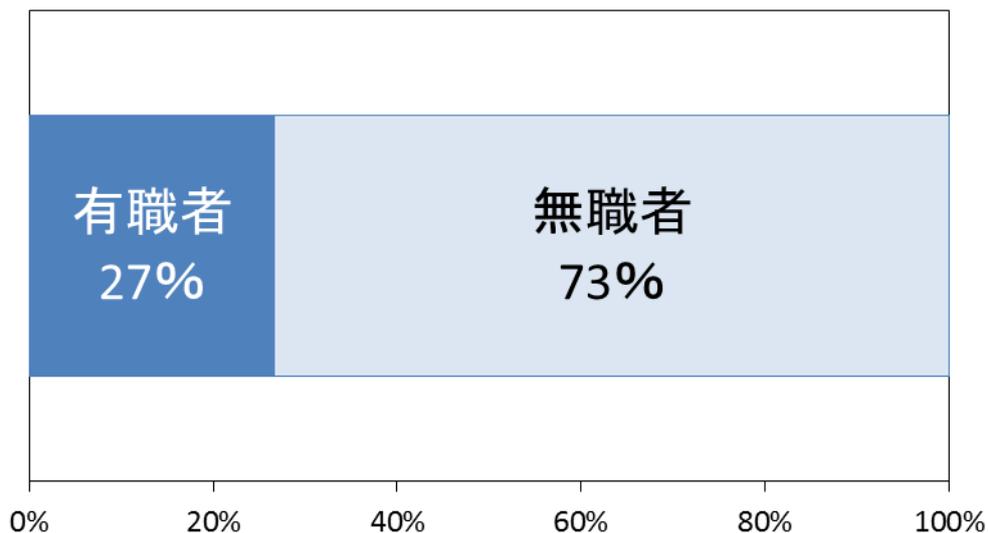
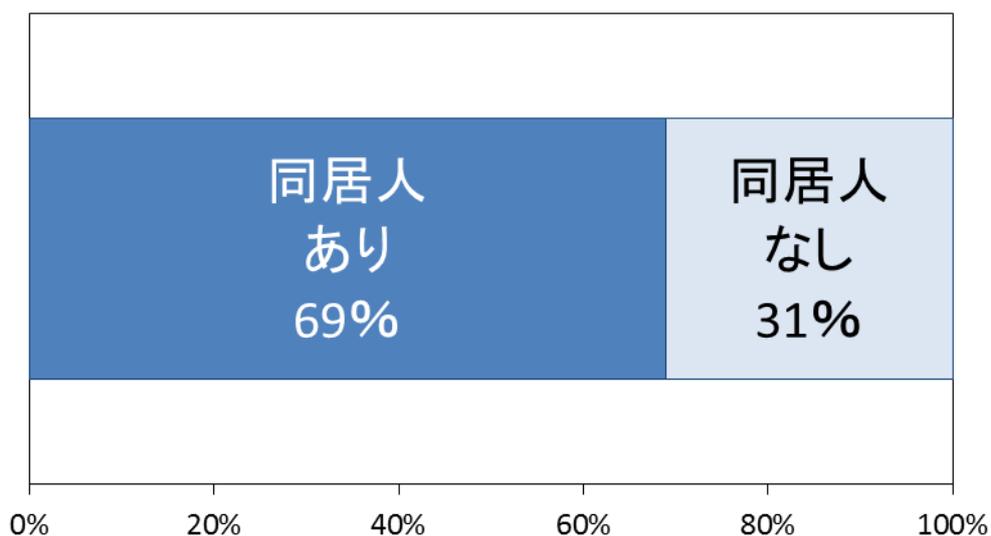


図9 自殺者の同居人の有無の割合（平成25～29年合計）



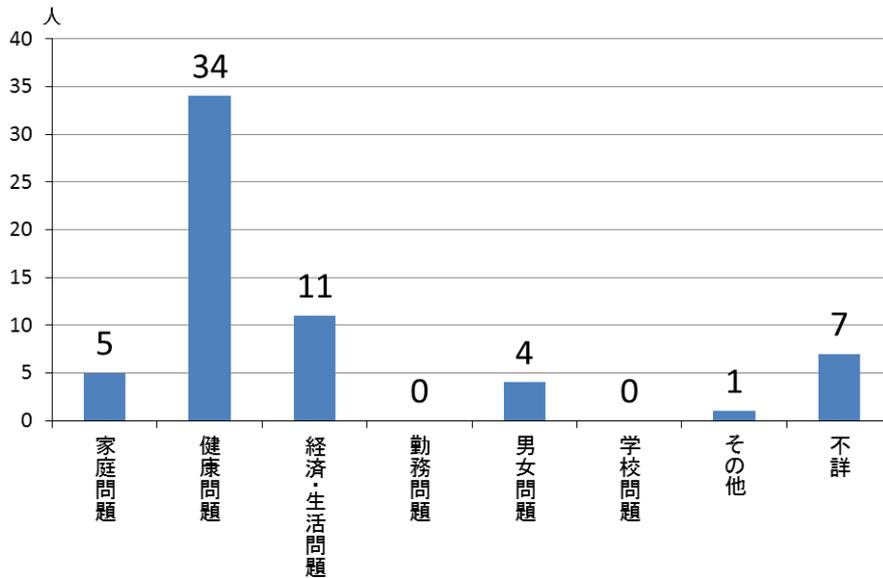
資料：地域自殺実態プロファイル【2018】より作成

## 6 八幡浜市の自殺者の原因動機別人数

自殺の原因動機別人数をみると、健康問題が一番多く、全体の55%を占めています。次いで、経済・生活問題、家庭問題となっています。

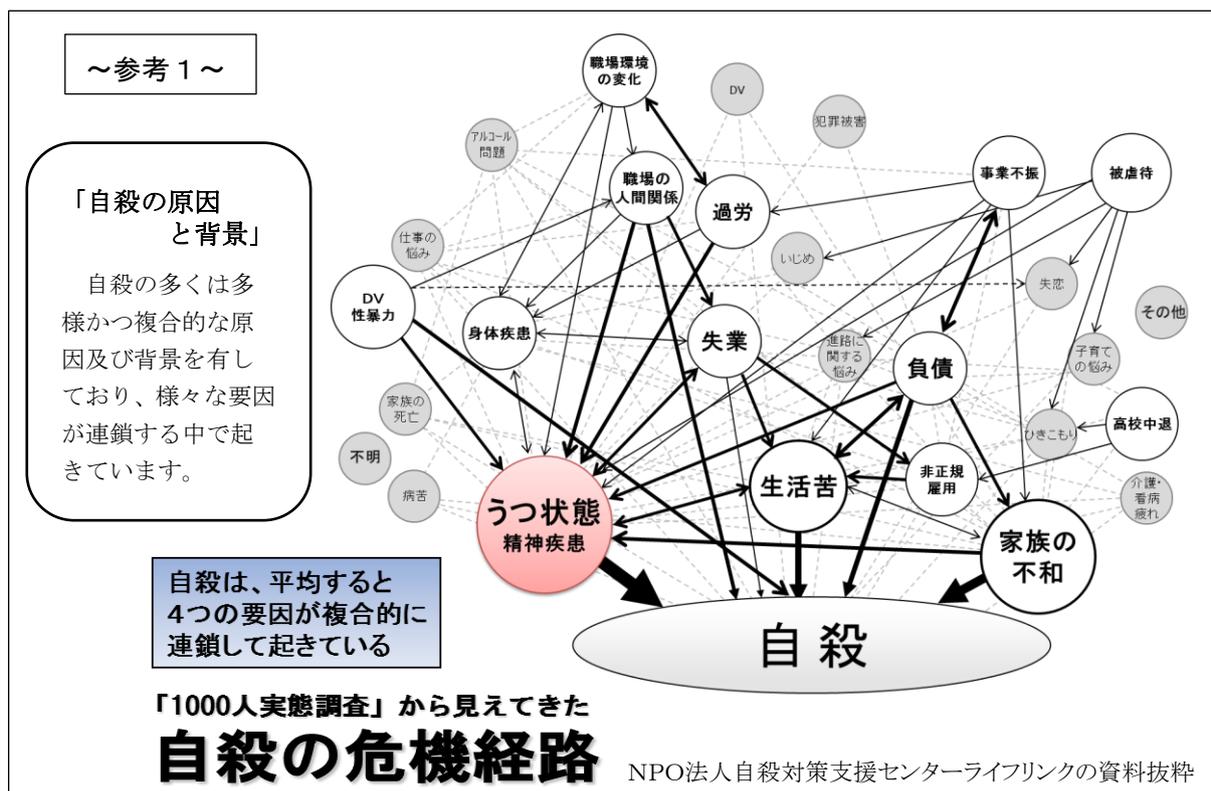
健康問題が一番多いですが、自殺は平均すると4つの要因が複合的に連動して起きていることが分かっています。中でも「うつ病」は、自殺の一手手前の要因であると同時に、他の様々な要因によって引き起こされた「結果」であることが分かりました。

図10 自殺者の原因動機別人数（平成25～29年合計）



\* 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまでを計上。

資料：地域における自殺の基礎資料（市町村・自殺日・居住地）より作成



## 7 八幡浜市のこれまでの自殺対策の取組

八幡浜市では、「八幡浜市健康づくり計画」に基づき、ライフステージに沿った心の健康づくりに取り組んでおり、平成22年度よりそれら事業の一部を自殺対策事業として実施してきました。

図11 ライフステージに沿った心の健康づくりの取組

	妊娠・乳幼児期 (妊娠～6歳)	学童・思春期 (7～19歳)	青年・壮年期 (20～64歳)	高齢期 (65歳以上)
取組内容	妊産婦相談 ( ・母子手帳発行 ・新生児訪問 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業	思春期ふれあい 体験教室 (小学生)		心の健康講座
	育児相談 ( ・1歳半・3歳児健診 ・乳幼児相談	性教育講座 (中学生)	精神相談	
	子ども発達相談 2歳児相談経過観察事業	ピアカウンセ リング講座 (高校生)	お酒と心の悩み相談	
			お酒の問題に悩む方々の集い	
	所内保健師等研修会			
			精神障害者回復者クラブ	

図12 自殺対策事業の経過

年度 事業区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
普及啓発 事業	心の健康講座									
人材育成 事業	所内保健師等研修会									
対面相談 事業					お酒と心の悩み相談					
					お酒の問題に悩む方々の集い					
若年者対策 事業					精神相談					
					精神障害者回復者クラブ (*H30年度より自殺対策事業に位置づけ)					
若年者対策 事業					思春期ふれあい体験教室(小学生) 性教育講座(中学生) ピアカウンセリング講座(高校生)			(*H29年度より 自殺対策事業 に位置づけ)		

## 第3章 自殺対策の基本方針

平成 29 年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の次の 5 つの基本方針に沿って、本計画の推進を図ります。

### 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組の両輪で、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活も守る、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

### 2 関連施策と有機的な連携を強化して総合的に取組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

### 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策にかかる個別の施策は、以下の 3 つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとします。

- 1) 対人支援レベル：個々人の問題解決に取り組む相談支援
- 2) 地域連携のレベル：問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携など
- 3) 社会制度レベル：法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる

また、上記 1)～3) の個別の施策は、次の 3 つの段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行う
- 2) 自殺の発生危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない
- 3) 事後対応：不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させない

上記に加え、自殺の事前対応の更に事前段階での取組として、学童期から、SOS の出し方に関する教育を推進することも重要です。

## **4 実践と啓発を両輪として推進する**

自殺に追い込まれる心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、全ての市民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組む必要もあります。

## **5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む**

自殺対策がその効果を最大限に発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や県、市町村、関係団体、民間団体、企業、市民等が、連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

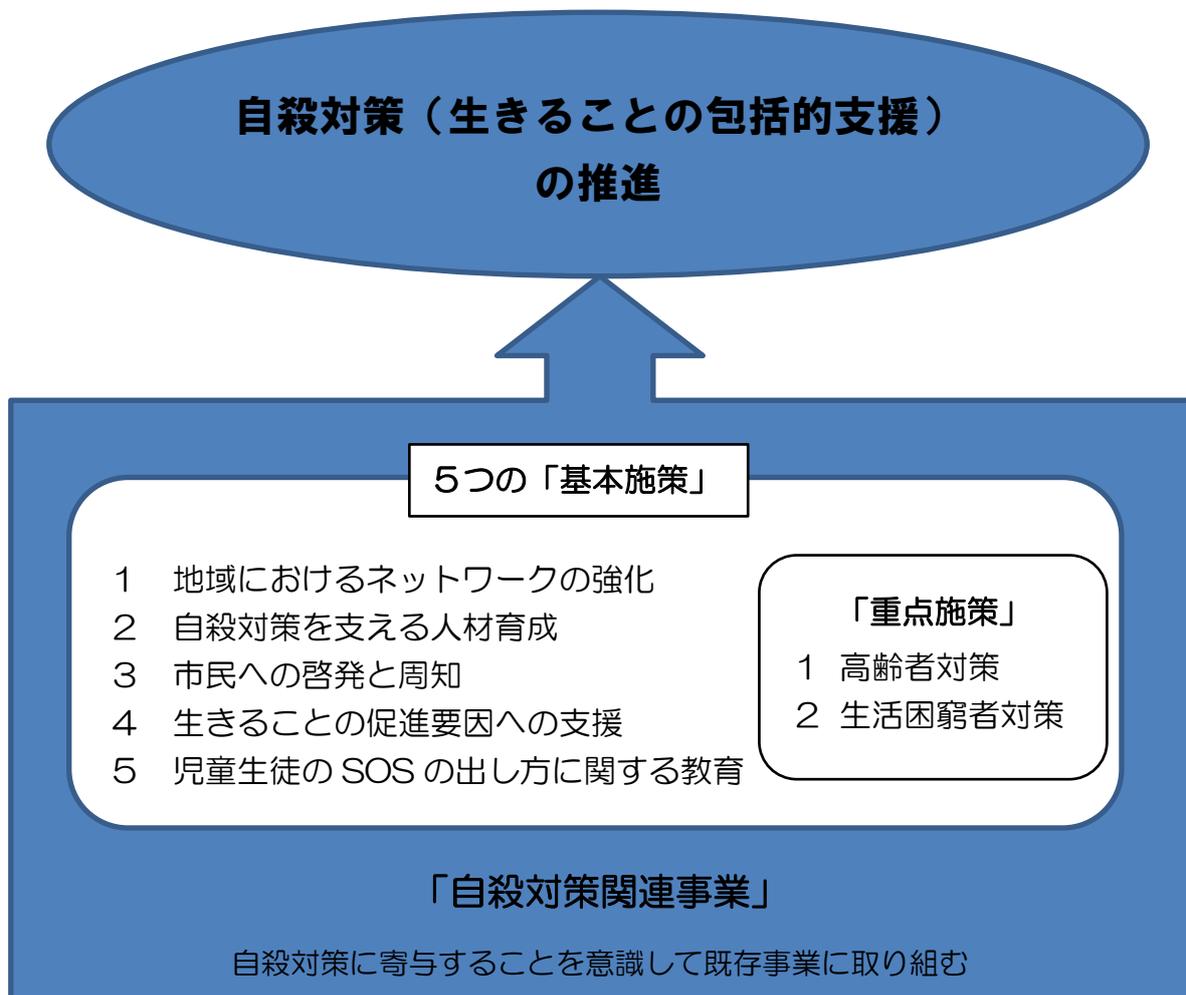
## 第4章 自殺対策を推進するための取組

### 1 施策の体系

国の自殺総合対策推進センターが地域の自殺の実態を詳細に分析した、地域自殺実態プロフィールによる八幡浜市の「重点施策」である高齢者対策と生活困窮者対策に重点を置き、国が示す5つの「基本施策」に取り組みます。

また、保健分野に限らず、庁内の既存事業を「自殺対策関連事業」とし、全庁的に自殺対策（生きることの包括的支援）を推進します。

図13 施策の体系





## 2 自殺対策における基本施策

### 1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と連携できるよう、保健、医療、福祉、教育、労働等関係機関の連携強化を図ります。

また、関係機関の連携強化を図ることで、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

[取組内容]

事業や業務内容	担当部署
自殺対策ネットワーク会議	保健センター
未遂者支援、自死遺族支援	保健センター 市立八幡浜総合病院 八幡浜保健所

### 2 自殺対策を支える人材育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対するの早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

[取組内容]

事業や業務内容	担当部署
ゲートキーパー養成講座（保健センター所内保健師等研修会）	保健センター

～参考4～

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

#### 「ゲートキーパーの役割」

**気づき**：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

**傾聴**：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

**つなぎ**：早めに専門家に相談するよう促す

**見守り**：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

#### 「支援に必要とされる役割」

専門的	高い専門性、問題解決 (精神医療・専門機関の専門職など)
	問題の抽出、対応、連携 (医療・福祉、相談機関など)
一般的	見守り、共生、気軽な相談 (住民組織、ボランティアなど)

### 3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、市民全体の共通認識となるよう、様々な機会を通して普及啓発を行うとともに、相談窓口の周知をします。

[取組内容]

事業や業務内容	担当部署
広報やわたはまの発行、ホームページによる相談窓口の周知	政策推進課 保健センター
自殺対策講演会（一般住民）	保健センター

### 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。生きることの促進要因への支援という観点から、孤立を防ぐための仲間づくりや様々な悩みや困りごとの相談支援をします。

[取組内容]

○仲間づくり

事業や業務内容	担当部署
お酒の問題に悩む方々の集い	保健センター
精神障害者回復者クラブ	保健センター
精神障害者家族の集い及び八幡浜地域家族会活動支援	社会福祉課
家族介護教室（認知症を有する人を介護している家族）	保健センター （地域包括支援センター）
きりんカフェ（学校に行きづらいお子さんを持つ保護者の会）	教育支援室
にこにこみかんトーク（発達障害のある児童生徒を持つ保護者の会）	教育支援室
子育てサロン活動支援（八幡浜市社会福祉協議会委託）	子育て支援課
育児サークル活動支援	子育て支援課 （八幡浜児童センター）

○相談支援

事業や業務内容		担当部署
心の健康に関する 相談支援	精神保健福祉相談及び家庭訪問	保健センター 社会福祉課
	お酒と心の悩み相談	保健センター
消費生活に関する 相談支援	消費生活相談及び多重債務相談事業	商工観光課 (消費生活センター)
妊娠出産・育児に関 する相談支援	妊娠期から子育て期にわたる相談支援	保健センター (子育て世代包括支援センター)
	こんにちは赤ちゃん訪問事業 新生児訪問指導 地域子育て支援訪問事業	保健センター
	家庭相談員設置事業 (家庭児童養育相談支援)	子育て支援課
一人親家庭に関す る相談支援	母子・父子自立支援員設置事業 (ひとり親家庭の就労支援等)	子育て支援課
療育・教育に関する 相談支援	スクールライフアドバイザーの派遣 (児童生徒の教育相談や発達障害児支援)	教育支援室
子どもの心の健康 に関する相談支援	スクールソーシャルワーカーの派遣 (いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の問 題を抱える児童生徒への支援)	教育支援室
権利擁護に関する 相談支援	人権に関する相談 (生活相談員や隣保館による来訪・訪問相談)	人権啓発課 隣保館
	高齢者・障害者の権利擁護センター事業におけ る相談支援(八幡浜市社会福祉協議会委託)	社会福祉課 保健センター (地域包括支援センター)
	婦人相談 (女性に対する暴力相談や女性のための法律 相談)	子育て支援課

## 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒の心理的発達期は、依存と自立の間で葛藤があり、自我が非常にもろく、また、人間関係や学業のことなど社会的環境からの影響を非常に受けやすい時期です。このため、児童生徒の自己肯定感を高め、相手を思いやることを学ぶ機会を設けるとともに、困難やストレスに直面したときのSOSの出し方に関する教育を推進します。

[取組内容]

事業や業務内容	担当部署
思春期ふれあい体験教室（小学生）	保健センター 各小学校
性教育講座（中学生）	保健センター 各中学校
ピアカウンセリング講座（高校生）	保健センター 市内高等学校
児童生徒のSOSの出し方講座実施体制づくり	保健センター 教育委員会 各小・中学校 教育支援室

## 3 自殺対策における重点施策

### 1 高齢者対策

高齢期は、退職、家族や友人との別離、身体機能の低下などの喪失体験が重なり、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい年代です。高齢者自身への心の健康に関する普及啓発や高齢者を支援する関係者を対象とした人材育成により、高齢者の心の健康づくりやアウトリーチ型相談支援の強化を図ります。

[取組内容]

事業や業務内容	担当部署
心の健康講座（対象：高齢者）	保健センター （地域包括支援センター）
高齢者総合相談事業	保健センター （地域包括支援センター）
78歳安否確認訪問事業	保健センター
ゲートキーパー養成講座（対象：介護関係者等高齢者の支援者）	保健センター

## 2 生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、病気や障害、依存症、労働、介護、多重債務、虐待、DV、被災避難等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて人や地域との関係性が希薄で、社会的に排除されやすい傾向にあります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識し、生活困窮者自立支援制度と連動した包括的な生きる支援をする必要があります。生活困窮者の相談支援をするとともに、市民の様々な悩みや困り事の相談に携わる関係者が必要に応じて生活困窮者自立支援につながられるよう普及啓発をします。

[取組内容]

事業や業務内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援（八幡浜市社会福祉協議会委託）	社会福祉課
生活困窮者住居確保給付金 生活困窮者一時生活支援事業（令和4年度までに） 生活困窮者就労準備支援事業（令和4年度までに）	社会福祉課
納税相談（生活困窮者自立支援事業と連携した生活再建支援）	税務課
ゲートキーパー養成講座（対象：各種相談の従事者）	保健センター

## 4 基本施策と重点施策の評価指標

自殺対策ネットワーク会議の開催回数		
(令和元年度) 0回	→	(令和4年度) 年2回
ゲートキーパー養成講座の開催回数		
(令和元年度) 年1回	→	(令和4年度) 年2回
自殺対策講演会の開催回数		
(令和元年度) 0回	→	(令和4年度) 年1回
60歳代の自殺死亡率の減少[人口10万人対]		
(平成25～29年) 37.6	→	(平成30～令和4年) 32.0以下
※地域自殺実態プロファイル【2018】より		
70歳代の自殺死亡率の減少[人口10万人対]		
(平成25～29年) 38.3	→	(平成30～令和4年) 32.6以下
※地域自殺実態プロファイル【2018】より		

## 5 自殺対策関連事業

基本施策及び重点施策をより効果的、効率的に推進するため、全庁的に、既存事業についても自殺対策との関連を意識して取り組みます。

担当部署	事業や業務内容	自殺対策との関連	基本施策					重点施策	
			ネットワーク	人材育成	周知啓発	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮
総務企画部 総務課	メンタル相談 電話カウンセリング	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる。		●					
	メンタルヘルス研修	研修の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会となる。			●				
	避難行動要支援者名簿の作成	命や暮らしに関する様々な分野の相談先情報も、各種相談先一覧に加えることで、住民に対する相談先情報の拡充、周知ができる。			●				
	大規模災害時の被災者支援相談窓口設置	被災者の中には自殺のリスクを抱えた方も少なくない。相談窓口の設置は、そうしたリスク層の最初の窓口となり、必要な支援につなげることができる。				●			
財政課	市営住宅入居申し込みの相談	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する可能性もある。 また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●			●
	家賃徴収及び滞納整理対策	家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●
市民福祉部 社会福祉課	民生・児童委員による相談	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となる。民生・児童委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			
	心配事相談事業（一般相談・法律相談・相続相談） （社協委託）	市民の様々な悩みや困り事に対し、専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与でき、必要な支援先につなげることができる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●			
	養護老人ホーム入所相談	老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげることができる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●		●	●
	生活保護施行事務（就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査）	生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●
	生活保護にかかる扶助（生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭） 法外扶助費（葬祭費・旅費等）	扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能できる。職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●

担当部署	事業や業務内容	自殺対策との関連	基本施策					重点施策	
			ネット ワーク	人材 育成	周知 啓発	生きる 支援	児童 生徒	高齢者	生活 困窮
市民福祉部	社会福祉課	ボランティア活動支援事業		●		●			
		地域自立支援協議会 相談支援事業連絡会（障害者関係）	●						
		障害福祉サービスの給付事務 障害者手帳申請受付事務 自立支援医療費申請受付事務		●	●	●			
		八幡浜市発達支援センター「巣立ち」の運営		●	●	●			
		八幡浜市障害者施設いきいきプチファームの設置 王子共同作業所・コスモス共同作業所の設置及び 運営補助		●	●	●			
		難病患者地域支援事業		●	●	●			
		障害者差別解消推進事業 障害者虐待防止センターの設置		●		●			
	子育て支援課	保育所 幼稚園	保育・育児相談		●		●		
			児童 センター	子育て支援センター業務			●	●	
		子育て支援課	要保護児童対策地域協議会	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援をすることで自殺リスクの軽減にもつながる。また、被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	●				
保育料滞納者への対応	保育料滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●	●		●	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	返済が滞っている世帯は何らかの問題を複合的に抱えていることが少なくなく、自殺のリスクを抱えている可能性もあるため、職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●	●		●	

担当部署	事業や業務内容	自殺対策との関連	基本施策					重点施策	
			ネット ワーク	人材 育成	周知 啓発	生きる 支援	児童 生徒	高齢者	生活 困窮
子育て 支援課	子育て短期支援事業 養育支援訪問事業	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となる。相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●			
	児童扶養手当の支給	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。窓口対応する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点も加えて、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応の強化につながる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			
市民課	国民年金相談（国民年金保険料未納者への対応）	納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			●
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭は生活困窮や孤立など、自殺につながる問題要因を抱え込むリスクがある。職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●			
市民福祉部  保健 センター	健康づくり推進協議会	健康づくり計画の中で自殺対策につき言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	●						
	食生活改善推進協議会育成事業	食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくない。生活習慣病の予防は生きることの阻害要因の軽減につながる。				●			
	母子健康手帳交付 妊婦健康相談 産後ケア事業	産後は育児への不安等から、うつをリスクを抱える危険がある。妊娠期の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、出産後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●			
	妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査 新生児聴覚検査 乳児健康診査	医療従事者に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解してもらうことで、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●				
	1歳6ヵ月・3歳児健康診査及び歯科健康診査	子どもに対する健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●			
	乳幼児相談（4ヶ月児・7ヶ月児・10ヶ月児・2歳児）	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減し、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応は、生きることの包括的支援の推進にもつながる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●			
	子ども発達相談 2歳児相談経過観察事業	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぎ等の対応を取ることで、生きることの包括的支援ともなる。				●			

担当部署	事業や業務内容	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
			ネット ワーク	人材 育成	周知 啓発	生きる 支援	児童 生徒	高齢者	生活 困窮	
市民福祉部	保健センター	がん検診等各種検診 特定健康診査等健診 済生丸健診			●	●				
		訪問指導 健康教育 健康相談	生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくない。保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●	●			
		介護保険認定申請に関する事務 高齢者緊急通報システム事業 福祉電話貸与事業 「食」の自立支援事業	職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●		●	
		介護保険料分納相談	介護保険料滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●		● ●	
		独居高齢者見守りネットワーク事業	見守り推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●		●	
		八幡浜市老人クラブ連合会運営補助金 高齢者就業機会確保事業等補助金	高齢者の活動の場づくりや就労支援による高齢者の孤立予防や生きがいがづくりは、生きることの包括的支援につながる。				●		●	
	保健センター	地域包括支援センター	地域ケア会議・推進会議 生活支援コーディネーター事業（社協委託）	地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備することや、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成は自殺対策（生きることの包括的支援）にもなる。	●			●		●
			介護支援専門員連絡会 通所事業所連絡会 訪問介護事業所連絡会	連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について言及し、関係者の理解促進と意識の醸成を図ることで、地域保健活動の組織と自殺対策（生きることの包括的支援）との連携強化につながる。介護従事者にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。	●	●	●			●
			在宅医療・介護連携推進事業（医師会委託）	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなる。	●					●
			認知症サポーター養成講座	地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成は自殺対策（生きることの包括的支援）にもなる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。				●	●	●
高齢者サロン介護予防活動育成支援事業 介護予防教室通所事業 介護予防教室 おたっしや男性料理教室			高齢者が地域で集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異変があれば必要な支援策や専門機関につなぐことができる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。		●	●	●		●	
人権啓発課	人権・同和教育研究会 人権・同和教育推進者研修会 各ブロック人権教育協議会人権講演会 各高等学校における人権啓発行事	講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会となる。また、相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。			●		●			
生活環境課	公害や環境に関する苦情相談事業	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上で必要に応じて他機関へつなぐことができる。				●				

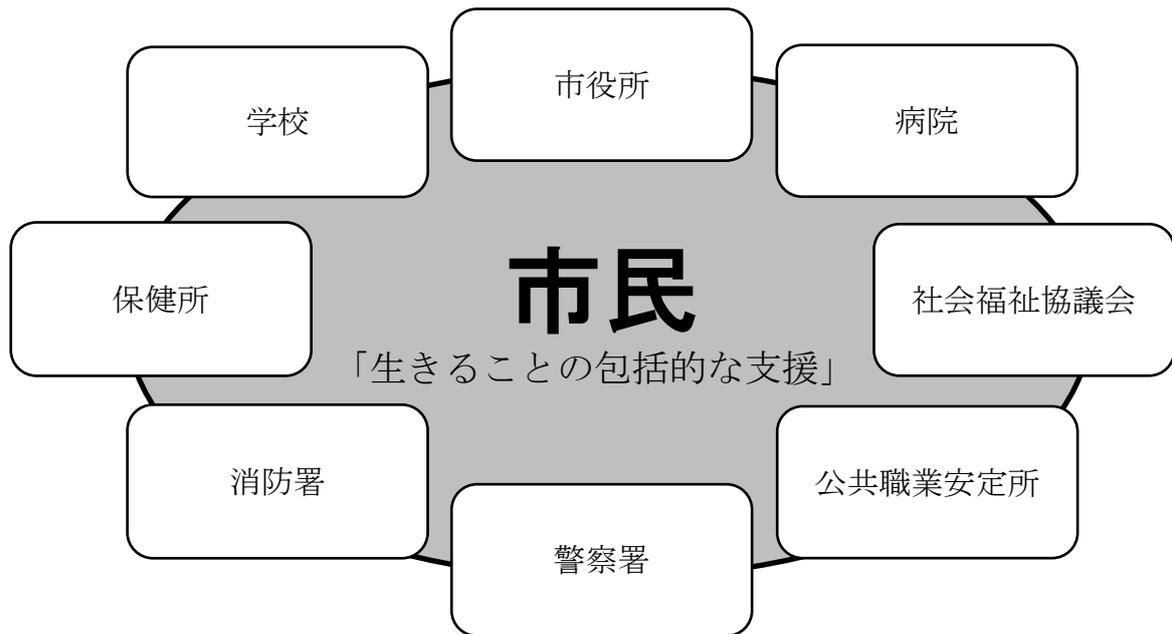
担当部署	事業や業務内容	自殺対策との関連	基本施策					重点施策		
			ネット ワーク	人材 育成	周知 啓発	生きる 支援	児童 生徒	高齢者	生活 困窮	
産業建設部	水道課	給水停止執行業務		●	●	●			●	
	商工観光課 消費生活センター	消費者教育講師派遣事業			●					
教育委員会	生涯学習課	図書館	図書館の管理			●	●			
		青少年センター	八幡浜市PTA連合会事務局 PTA役員合同研修会 PTA研究大会	市民にとって誰もが利用できる「安心して過ごせる居場所」としての役割を担うことができる。また、利用者に対して自殺対策に関する啓発や相談先情報の周知を図ることができる。			●		●	
	青少年センター	八幡浜市青少年補導員会事務局 八幡浜市学校警察連絡協議会 青少年センター相談窓口	セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。役員会の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。	●	●			●		
	学校教育課	学校職員安全衛生管理事業	学校職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。		●					
		生徒指導部会	問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性があるため、教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となる。		●				●	
		就学援助、奨学金貸付制度	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなる。職員や教職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担える。		●	●	●			●
	学校教育課 教育支援室	生活支援員研修会 教育相談員等研修会	教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となる。		●				●	
		いじめ問題不登校対策講演会 いじめ問題アンケート 八幡浜市いじめ対策委員会	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、いじめにあった際の相談先の情報等の周知などSOSの出し方教育を推進することで児童生徒の自殺防止に寄与する。	●		●			●	
		ソーシャルスキルトレーニング ミュージックケア 教育・療育相談 放課後療育支援	学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与できる。			●	●	●		
	市立八幡浜総合病院	外来診療 休日夜間診療 救急診療 入院患者のせん妄、不眠、不穏等に関するコンサルティング業務	自殺未遂者支援や地域包括ケア事業等を進める上での、地域の拠点となる。 相談先一覧のリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることができる。	●		●	●			

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

市民の誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他関係機関がそれぞれに主体的な役割を担い、地域の連携・協力体制を強化して、包括的に自殺対策を推進します。

図14 計画の推進体制のイメージ



### 2 計画の周知

市民及び関係機関が主体的に自殺対策に取り組めるよう、広報やホームページなどを通じて計画の周知を図ります。

### 3 計画の評価

自殺予防には即効性がないことから、中長期的な視点に立って継続的に施策を実施する必要があります。このため、各施策が効果的・効率的に実施されているかを検証、評価し、適切な見直しを行いながら、継続的に施策を推進していきます。

計画の評価は、自殺総合対策推進センターが作成した「自殺対策計画進捗確認シート」を活用して各事業の評価を行い、「八幡浜市自殺対策推進本部」および「八幡浜市自殺対策ネットワーク会議」の意見を聞き、随時適切に見直しを行います。

## 参 考 资 料

八幡浜市自殺対策推進本部名簿

役 職	職 名	氏名	
		平成 30 年度	令和元年度
本 部 長	市長	大城 一郎	大城 一郎
副本部長	副市長	橋本 顕治	橋本 顕治
本 部 員	教育長	井上 靖	井上 靖
〃	総務企画部長		藤堂 耕治
〃	総務部長	新田 幸一	
〃	企画財政部長	今岡 植	
〃	市民福祉部長	舩田 昭彦	山崎 利夫
〃	産業建設部長	菊池 司郎	菊池 司郎
〃	市立病院事務局長	久保田 豊人	久保田 豊人
〃	総務課長	藤堂 耕治	井上 耕二
〃	税務課長	井上 慶司	井上 慶司
〃	財政課長	井上 耕二	福岡 勝明
〃	社会福祉課長	福岡 勝明	河野 久志
〃	子育て支援課長	松本 有加	松本 有加
〃	市民課長	坂井 浩二	坂井 浩二
〃	保内庁舎管理課長	高島 浩	松良 喜郎
〃	保健センター所長	二宮 恭子	二宮 恭子
〃	人権啓発課長	藤原 賢一	高島 浩
〃	学校教育課長	菊池 敏秀	菊池 敏秀

平成 30 年度八幡浜市自殺対策ネットワーク会議名簿

分 野	所 属	職 名	氏 名
医療・保健	チヨダクリニック	院長	近藤 強
〃	八幡浜保健所健康増進課	精神保健係長	小林 友枝
福 祉	八幡浜市民生児童委員協議会	会長	菊池 省三
〃	八幡浜市社会福祉協議会	事務局次長	田中 奈美
〃	八幡浜市地域自立支援協議会	会長	幸田 裕司
教 育	八幡浜市学校保健部会	養護部会部長	米田 ゆかり
産業・労働	八幡浜公共職業安定所	統括職業指導官	山内 圭二
警察・消防	八幡浜警察署生活安全課	課長	矢野 重典
〃	八幡浜地区施設事務組合消防本部警防課	課長補佐	泉 和智
学識経験者	愛媛県立医療技術大学	教授	越智 百枝
〃	弁護士法人たいよう	弁護士	林 寛大
行 政	八幡浜市消費生活センター	相談員	岡本 恵美
〃	八幡浜市地域包括支援センター	センター長	山本 覚

八幡浜市自殺対策計画策定の経緯

年月日	会議等	内容
平成 30 年 10 月 26 日	第 1 回 八幡浜市自殺対策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の現状について情報提供</li> <li>・八幡浜市自殺対策計画（骨子案）について説明・意見交換</li> <li>・自殺対策関連事業の洗い出しについて説明</li> </ul>
11 月	庁内各課に自殺対策関連事業の洗い出し作業依頼	・庁内各課にて自殺対策関連事業一覧を作成
平成 31 年 1 月	庁内各課及び関係施設へ自殺対策関連事業のヒアリング	・自殺対策関連事業一覧をもとに庁内各課及び関係施設へ事業内容のヒアリング
2 月 1 日	第 1 回 八幡浜市自殺対策ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の現状について情報提供</li> <li>・八幡浜市自殺対策計画（素案）について説明・意見交換</li> </ul>
令和 2 年 2 月 3 日	第 2 回 八幡浜市自殺対策推進本部会議	・八幡浜市自殺対策計画（案）について説明・意見交換
2～3 月	八幡浜市自殺対策計画（案）の公表	・パブリックコメントの募集
3 月	八幡浜市自殺対策計画策定	